

悪質商法の勧誘手口として SNS が悪用される？！

(事例1)

画像専門 SNS のアカウントにダイレクトメールが届き、「モバイル Wi-Fi とタブレット端末を契約し、SNS で PR すれば月額料金がキャッシュバックされ、実質無料で使える」と勧誘された。契約したけど、一度もキャッシュバックされない。



(事例2)

SNS で知り合った人からヨガのオンライン講座を勧められた。受講料は 3 か月で 20 万円だが、SNS でこの講座を宣伝すれば無料にすると言われ契約した。その後、無料になるためにはネットワークビジネスの商品を購入することが条件と分かった。



【アドバイス】

1、急に届いたダイレクトメールに注意！

(趣味の話などで親しくなった頃に「お得な話」を持ち掛けられるかもしれません)

2、「実質無料」で商品購入やサービス利用が本当に

できるのか確認する！

(目的はあなたの名義で契約させることです)



3、SNS で勧誘されても安易に契約をしない！

(キャッシュバックはないのに、商品代やサービスの利用料の支払いは残り、事前に説明のない費用が発生、解約するための違約金などを請求されることもあります)

4、SNS で知り合った人が信用できるとは限らないので注意！

(アカウントを削除されたら連絡できないので、相手の投稿している内容に不自然な所がないかをよく確認しましょう)

1つでも心当たりがあったら、
お住いの地域の消費者センター（相談窓口）もしくは消費者ホットライン 188 へ電話！！